

令和4年1月27日

生徒・保護者各位

福島県立安積黎明高等学校長 湯田 重哉

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について

生徒・保護者の皆様におかれましては、日頃より新型コロナウイルス感染拡大防止につきまして、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

1月25日、県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、郡山市等に「まん延防止等重点措置」が適用されることが示されました。併せて「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応も「レベル3」に引き上げられましたので、本校におきましても下記のとおり対策を行うことといたします。今後も引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 対象期間 令和4年1月27日（木）から令和4年2月20日（日）まで

2 対象期間における対応

- (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む）については、停止する。
- (2) 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延措置等重点措置区域）はもとより都道府県をまたぐ往來を控える。ただし、全国大会や進路に係る活動等、やむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め都道府県をまたぐ往來を可能とするが、往來後2週間の健康観察を徹底する。
- (3) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止する。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底する。
- (4) 部活動及び対外的な交流活動について
 - ① 個人や少人数での短時間の活動とする。
 - ② 各種大会への参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止する。
 - ③ 活動前後及び下校時等に会食することを控え、会話の際はマスクを着用する。
- (5) 学校内における感染症対策について
 - ① 健康観察の徹底
 - ・ 登校前の検温等や健康観察を徹底し、体調不良者には休養するよう指導する。
 - ・ 生徒の同居家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置を取る。
 - ② 昼食時は、対面にしない、会話を控える、換気を強化する等を徹底する。
 - ③ 教室や職員室等の換気を、常時または定期的に実施する。
 - ④ 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなど、差別偏見防止のための指導を徹底する。